

富士宮市における情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 富士宮市が発注する建設工事において、情報通信技術を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することを支援する情報共有システムを試行するにあたり、必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この試行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいい、富士宮市ではASP方式によるものとする。

(2) LGWAN-ASP

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者をいい、ASP方式とは、その事業者が提供するシステムを使用した仕組みのことをいい、富士宮市では「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASPの使用を原則とする。

(3) 工事帳票

工事打合せ簿等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

(対象工事等)

第3条 富士宮市が発注する設計金額500万円以上の工事を対象とし、受注者はシステムの使用の有無を発注者と協議し決定する。なお、対象工事は特記仕様書に情報共有システム試行対象工事であることを明示する。

(システムの機能要件等)

第4条 使用するシステムは、次に掲げる機能要件に対応したものから受注者が選定し、発注者に確認のうえ決定する。

(1) 土木工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.5以上）」を満たすものとする。ただし、セキュリティ要件におけるシステムと利用者との通信の暗号化については、TLS1.2以上とする。

(2) 建築・建築設備工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を満たすものとする。ただし、セキュリティ要件におけるシステムと利用者との通信の暗号化については、TLS 1.2 以上とする。

2 システムの使用にあたっては、工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能）、工事后に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力機能・保管支援機能）を必須とするが、その他の機能の使用については、受発注者間で協議して決定するものとする。

(契約及び費用)

第5条 発注者及び受注者が使用するシステム利用料金は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

サービス提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。

(工事帳票の取扱い)

第6条 工事帳票の取扱い等については、「富士宮市における情報共有システム活用の手引き」（試行版）に基づき、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

(データの提出)

第7条 受注者は、システム上で共有した工事帳票を電子媒体（CD-R 等）により工事完成図書とともに工事発注課へ提出する。提出部数は 1 部とする。

(検査)

第8条 システムを使用した工事の検査を行うときは、富士宮市建設工事検査規定に基づき検査を行い、次に掲げる検査を行う。

(1) 現場検査

出来形、寸法等を現地にて確認する。

(2) 書類検査

システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

2 受注者は、指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

(情報管理)

第9条 受注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる項目の管理を徹底すること。

(1) ID・パスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、システム利用者は、ID 及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

(2) 情報セキュリティ

受発注者は、富士宮市情報セキュリティ基本方針、その他情報セキュリティに関する基準、法令等を遵守すること。

(3) 工事完成後の情報の削除

受注者は、システムの契約終了時にシステム内の電子データを削除すること。

(4) 事故報告義務

受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。